

事業者が、その路線を共通(または併行)にする部分について事業を継続して経営することができなくなったとき、またはいちじるしく収益を減少することとなったときは、国は自動車運送事業者が受けた損失を補償することができることとし、この場合の計算方法を規定した規則(昭和26・12運輸省令第103号)。

事業廃止の場合に対する補償は「廃止補償」といい、自動車運送事業の当該部分における利益年額の7年分(年利3分5厘のホフマン式計算により6.164を乗じたもの)の金額以内において、また収益減少の場合に対する補償は「減益補償」といい、自動車運送事業者の利益の減少額(3年以内)の範囲内において、1年ごとにこの事業を経営する官庁と運輸大臣が協議して決定する。(清水喜代造)

じどうしゃうんそうとりあつかいじぎょう 自動車運送取扱事業 俗に「水屋」と呼ばれている事業であって、道路運送法(昭和26法律第183号)第2条第1項4号に規定されている。従来自由営業であったものが、この法律によって登録事業として規制された。この事業は他人の需要に応じ、運賃その他の手数料を収受して貨物をトラック業者に取りついたり、他人の代弁をして貨物をトラック業者に託送したり、あるいはトラック業者を利用して貨物の運送をするなどの事業を行うものである。

自動車運送取扱事業の運賃料金は、運輸大臣の認可を受けなければならないことになっているが、商慣習、トラック業者との運賃料金の割賦など実際困難な問題があるので、現在は運賃料金の一定割合(2割前後が普通である)を、荷主またはトラック業者から収受している。この事業者が受取るべき運賃料金は、利用運送の運賃料金手数料としては受託・引渡・集配・積卸およびその他自動車運送取扱事業に関連する種々の経費である。(梶田勝次郎)

じどうしゃうんようじっせき 自動車運用実績 配置された自動車がどうかたちで運用されたか、すなわち自動車の作業状態を表わした実績である。

国鉄自動車においては「国鉄自動車経営統計および報告手続」に自動車の運用種別が明記され、この種別ごとに毎月延日車をもって表わされているが、これらは各営業所別・自動車の種類や使用燃料別等に細分されているから、月別や年度別の消長を知ることができると同時に、営業所あるいは事務所単位に、大きくは国鉄自動車全体の運用成果が判明するので、改善計画の資料として重要なものである。

なお前述の運用種別はつぎの5種類となっている。

- 1 仕 業 (営業および非営業を問わず走行キロの伴う作業をしたもの)。
- 2 検 査 (仕業しない車両で検査および修繕を行ったもの)。
- 3 予 備 (整備車で当日仕業をしなかったもの)。
- 4 休 止 (国鉄自動車使用休止手続による休止車および休止車に準ずるもの)。
- 5 回 送 (当日仕業または検査を行わない回送車)。

—自動車延日車。自動車仕業率。(松本敬司)

じどうしゃえいぎょうしょ 自動車営業所 国鉄の地方自動車事務所の現業機関。そのおもな担当業務は、自動車による旅客・荷物および貨物の取扱および運送、ならびに自動車および付帯施設の保存および管理である。すなわち旅客自動車(バス)、貨物自動車(トラック)等を運転して旅客・荷物および貨物の輸送を行ったり、交番表により運転士および車掌を指定したり、客貨の誘致を図ったり、自動車の仕業点検、500キロ検査、1,500キロ検査、9,000キロ検査、解体検査および臨時検査なら

びに自動車用蓄電池の仕業検査、中間検査、局部検査および臨時検査を行ったり、その他自動車および自動車運送事業に必要な施設の保存および管理を行う機関である。また部外から委託による自動車の修繕も行っている。

自動車営業所はそれぞれ路線を担当しており、その地方自動車事務所別の設置数は、おおむね路線の分布状態、営業キロ等によって異なるが、信越地方自動車事務所の5を除けば、8~13で、総数は92である。なお全国で自動車営業所に支所が44、派出所が32ある。

自動車営業所に所長が置かれ、地方自動車事務所長の指揮を受けて、首席助役、支所長、運輸主任、助役、事務係、営業係、運転係、車両係および用品係を指揮監督し、自動車営業所に属する一切の業務を処理している。これらの職員を自動車営業所従事員といい、約9,800人がいる。(宮坂正直)

じどうしゃえいぎょうしょじゅうじいんしよくせい 自動車営業所従事員職制 国鉄自動車営業所従事員の職制は、従来鉄道各部門の職制と同様に、割り当てられた仕事に直接結びついた、いわゆる細分された職制であったが、業務の能率的運営を主体として強ちに簡素統合し、かつ要員の共通運用の便を図ることとして、昭和27・5総裁達第282号をもって、つぎのように改正した。

1 自動車営業所従事員職制

職 名	職 務	直接指揮者
自 動 車 営業所長	所属員を指揮監督し、自動車営業所に属する一切の業務を処理する。	地方自動車 事務所長
主席助役	自動車営業所長を補佐または代理し、および自動車営業所の業務を整理する。	自動車営業 所長
支 所 長	所属員を指揮監督し、支所に属する業務を処理する。	自動車営業 所長
運輸主任	必要な箇所に駐在し、営業の増進・輸送の調整および関係従事員の指導監督、ならびにこれらに付帯する業務について自動車営業所長を補佐し、または代理する。	自動車営業 所長
助 役	自動車営業所長または支所長を補佐し、または代理する。	自動車営業 所長または 支所長
事 務 係	人事・文書・労働・福利厚生・道路・会計・原価計算の業務およびその他の庶務・雑務に従事する。	自動車営業 所長・支所 長または主 任
営 業 係	旅客・貨物の取扱および輸送ならびに客貨の誘致、サービスの改善その他の営業および輸送の業務に従事する。	"
運 転 係	自動車の運転および保安ならびにその他運転に関する業務に従事する。	"
車 両 係	自動車の検査および修繕その他自動車の保存および管理の業務、ならびに施設設備の保守作業に従事する。	"
用 品 係	物品の要求・出納・保管・配	"